第

5 2 1 2

뭉

ダァスクラ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 4月 22日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与

○ :結婚や子育て資金の一括贈与の特例が できたようですが、教育資金の一括贈与と要 件で違うところがありますか?

A:使途以外に若干の違いがあります。 【解説】

①教育資金の一括贈与と②結婚・子育て資 金の一括贈与では、使途以外に、次のような 違いがあります。

【受贈者】

- ①30歳未満の子、孫
- ②20歳以上50歳未満の子、孫

【非課税限度額】

- ①受贈者1人につき1,500万円、ただし、学校 等以外の支払は500万円
- ②受贈者1人につき1,000万円、ただし結婚・ 子育て関係の支出は300万円

【拠出期限】

- ①平成25年4月1日から平成31年3月31日
- ②平成27年4月1日から平成31年3月31日

【契約終了事由】

- ①受贈者が30歳に達した場合
- ②受贈者が50歳に達した場合

【契約期間中に贈与者が死亡した場合】

- ①相続税の対象にならない
- ②相続税の対象になり、孫への2割加算の対 象にはならない。

【契約終了時の残額の取扱い】

①②とも残額は贈与税課税の対象となり、受 贈者が死亡した場合は贈与税は非課税となる。







